

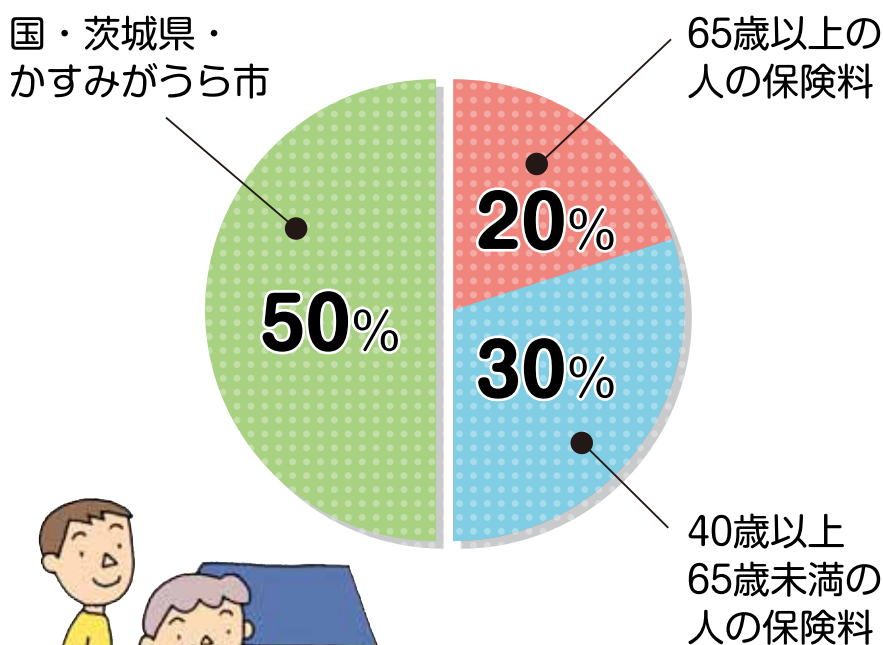
保険料は大切な財源です



40歳以上のみなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金やみなさんが負担する利用料と合わせて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。納付にご協力をお願いいたします。

介護保険の財源

(利用者負担分は除く)



平成21～23年度までの保険料負担割合

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は20%、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は30%となっており、介護保険の財源の半分が保険料でまかなわれています。

保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。



1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分(費用の9割)が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。



2年以上滞納すると

サービスを利用するとき、利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。



やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めにかすみがうら市の担当窓口までご相談ください。

介護報酬改定に伴う保険料上昇分が軽減されています

平成21年4月から介護に従事する人の処遇改善のために、介護報酬が改定されました(プラス3%)。この改定が反映され介護保険料も上昇しますが、急激な上昇とならないように国上昇分の一部を負担しています。

